

茶屋新田組合だより

発行
名古屋市茶屋新田
土地区画整理組合

組合長あいさつ



名古屋新田土地区画整理組合
組合長 山田 都照

秋晴の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より組合事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る五月二十八日には、総代の任期が六月五日に満了を迎えることから、新たな総代を選出するため、総代選挙を開催しました。七月二十九日には第四十一回総代会を開催し、「令和四年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について」、「第八回事業計画変更について」、「第八回事業計画変更に伴う仮換地の指定及び保留地の変更について」の三議案についてご審議賜りました。本号では総代選挙及び総代会の様子についてご報告させていただきます。

第八回事業計画変更では、戸田荒子線における信号機設置について、以前より地域の方や総代会でも要望が出ており、組合としても実現すべき事項として警察との交差点形状の協議や、国からの補助金交付の協議が概ね整ったことから、議案として上程させていただきました。

我々役員一同、一刻も早い事業の完了に向けて尽力してまいりまいる所存でございますので、組合員の皆様におかれましては、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



【令和4年度 収支決算書（概要）】

【収入の部】 (単位:千円)				【支出の部】 (単位:千円)			
科目	予算額	決算額	差引増△減	科目	予算額	決算額	予算残額
補助金	-	-	-	会議費	500	315	185
助成金	194,610	112,714	△81,896	事務所費	106,800	96,071	10,729
保留地処分金	600,000	464,062	△135,938	工事費	1,092,000	583,523	508,477
雑収入	2,390	3,084	694	補償費	302,000	116,577	185,423
仮清算徴収金	-	-	-	負担金	-	-	-
借入金	-	-	-	調査設計費	465,700	239,107	226,593
前年度繰越金	2,370,000	2,491,347	121,347	借入金償還金	-	-	-
合計	3,167,000	3,071,208	△95,792	借入金利息	-	-	-
				仮清算交付金	10,000	8,285	1,715
収入	金3,071,208千円			雑支出費	4,599	4,599	0
支出	金1,048,477千円			予備費	219,401	0	219,401
差引残金	金2,022,731千円 (次年度繰越金)			合計	2,201,000	1,048,477	1,152,523

※収入、支出と各科目で千円未満の四捨五入を実施している。

第一号議案
令和四年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について

- ◆日時 令和五年七月二十九日(土) 十時十五分～十一時五十五分
- ◆場所 名古屋市南陽交流プラザ 大会議室
- ◆出席者 総代六十名中五十三名 (書面表決者二名含む)

第四十一回総代会要旨

◇事業報告（概要）

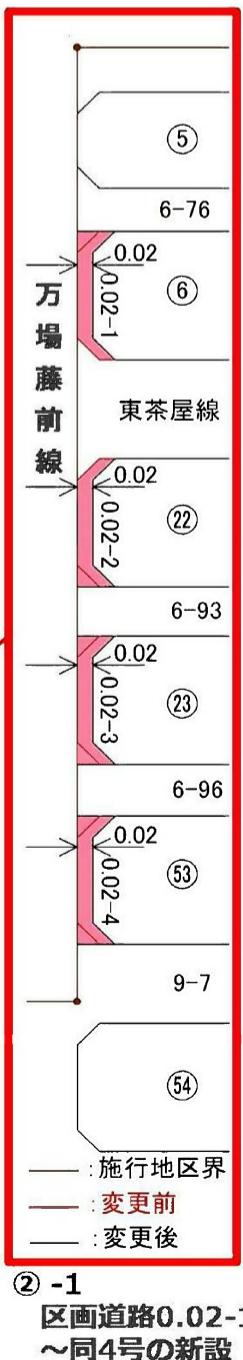
会議については、役員の選出のための総会の開催をはじめ、総代会を四回、役員会を十五回及び各係会を開催しました。工事については、令和三年度からの繰越を含め三十七件の工事を実施しました。補償については、道路築造に支障となった工作物等の移転を進めました。また、調査設計については、工事完了に近づく出来形確認測量等の測量業務を進めてまいりました。

【資金計画変更（概要）】

【収入の部】 (単位:千円)				【支出の部】 (単位:千円)			
区分	第7回(前回)	第8回(今回)	差引増△減	区分	第7回(前回)	第8回(今回)	差引増△減
補助金	5,242,093	5,503,093	261,000	築造費	12,839,657	12,999,755	160,098
助成金	5,223,654	5,234,026	10,372	移転・移設費	8,475,830	8,398,825	△77,005
保留地処分金	27,618,230	27,684,438	66,208	負担金	4,340,112	4,340,112	0
その他	340,223	340,843	620	整地費	2,623,482	2,630,487	7,005
合計	38,424,200	38,762,400	338,200	工事雑費	3,243,948	3,185,384	△58,564
				調査設計費	4,779,434	5,067,798	288,364
				事務費等	2,121,737	2,140,039	18,302
				合計	38,424,200	38,762,400	338,200

◇事業計画変更（概要）
戸田荒子線における信号機設置に伴う区画道路の幅員変更を行います(①)。また、将来管理者への引継ぎに向けた公共施設の区域整理として、万場藤前線に設置した側溝の区域を合わせた官民境界に変更するため、区画道路の新設を行い(②-1)、南陽高校北側については、現地の実態に合わせ、区画道路から河川用地へ変更します(②-2)。この二箇所の変更では、現地において新たな工事等を行います。また、資金計画は、戸田荒子線における信号機設置に伴い、補助金や工事費等を変更するとともに、その他の事項についても、事業の進捗に合わせた整理を行ってまいります。

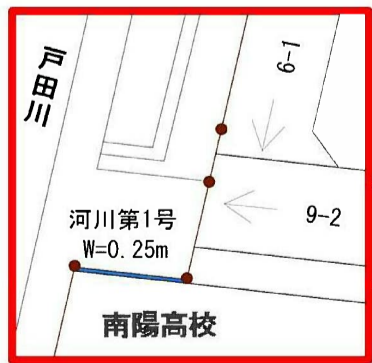
第二号議案 第八回事業計画変更について



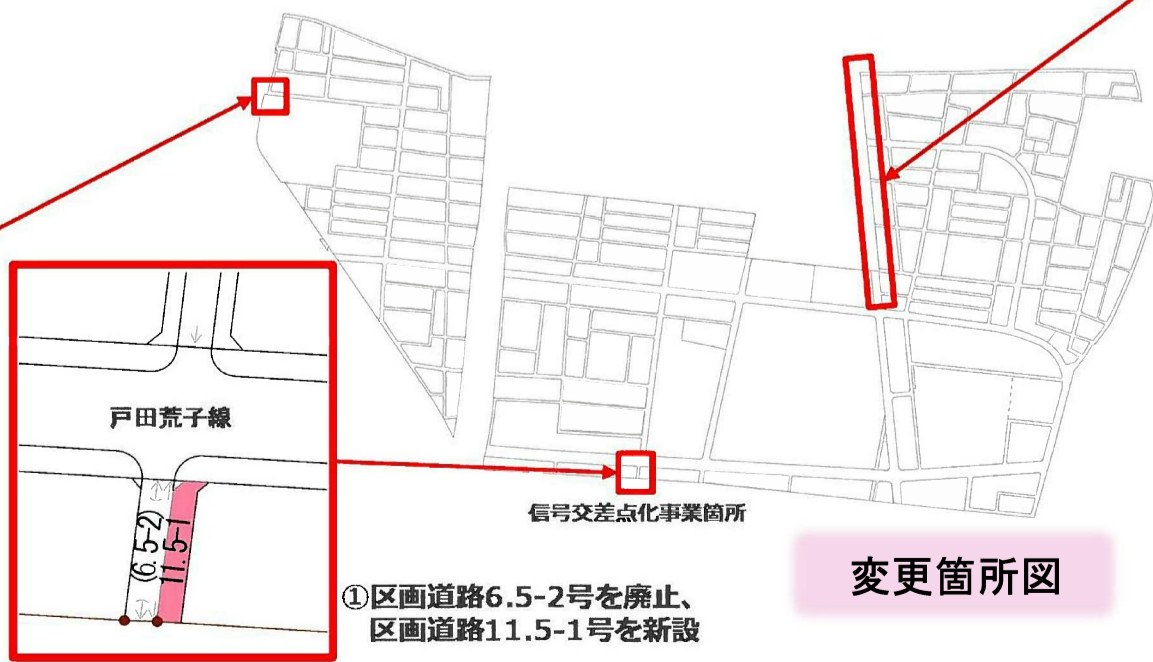
変更箇所図

①区画道路6.5-2号を廃止、区画道路11.5-1号を新設

②-1 区画道路0.02-1号～同4号の新設



②-2 河川第1号の新設



裏面に続く

第三号議案
第八回事業計画変更に伴う仮換地の
指定及び保留地の位置の変更について

◇変更内容
第二号議案で上程した第八回事業計画変更のうち、戸田荒子線における信号機設置により、南側の区画道路が拡幅されます。それに伴い道路が拡幅される東側箇所の仮換地の指定変更を行うとともに、隣接する東側保留地の縮小を行うものです。
なお、この変更の効力が発生するのは、第八回事業計画変更が名古屋市中から認可された後となります。

主な質疑応答及び意見（要旨）

■第一号議案
工事費と補償費（建物等移転費）の予算に対する決算の執行率が低い。令和五年度に工事が完了できるのか。理由と対策を聞ききたい。

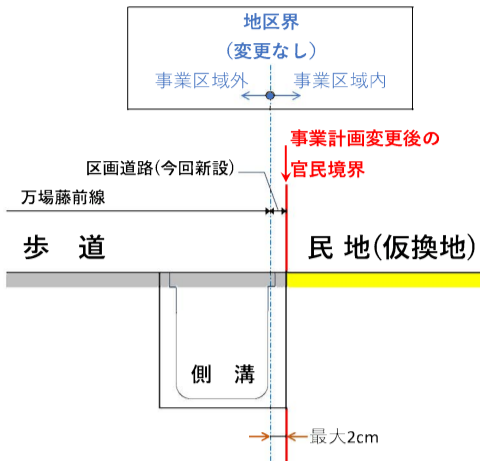
□令和四年度の予算を作成する際に、費用に余裕を持って計上することで、工事等の完了を令和五年度に繰越す場合を含め、継続して事業を進めることができる予算編成とさせていただきます。

第二号議案

■戸田荒子線の信号機設置については、地域の人の生活が南北で分断され多くの人の間でなんとかならないかと署名を集め町内会や組合にお願いしてきた経緯があった。この信号機設置により事業費が必要となってしまうがまちづくりによって皆さんの生活が向上するよう、是非、実現していただきたい。（意見のみ）

■万場藤前線のところは、変更前と変更後で施行地区界が変わってしまうのか。

万場藤前線変更箇所模式図



総代会の様子



地区画整理組合 第41回総代会



総代選挙の様子



総代選挙報告（総代改選）

総代の任期満了に伴い、総代選挙を五月二十八日（日）午前十時より組合事務所にて開催しました。

選挙当日に、投票された五四八票すべての投票用紙を開票し、当選者六十名を決定いたしました。

総代 六十名（令和五年六月六日就任）

- ・安達直子
- ・加藤祥啓
- ・河村和徳
- ・久野恒人
- ・熊澤政巳
- ・酒井幸夫
- ・鈴木十九三
- ・高羽 悟
- ・武田榮一
- ・戸谷秀秋
- ・布目弘之
- ・橋本道雄
- ・坂野治一
- ・坂野直実
- ・坂野 豊
- ・山田 榮
- ・山田雅隆
- ・横井正之
- ・吉田保行
- ・渡邊隆俊
- ・岩田隆喜
- ・神尾好光
- ・河村国夫
- ・久野真澄
- ・近藤松一
- ・下里康寿
- ・鈴木幹根
- ・竹河伊知郎
- ・武田静子
- ・成田敏明
- ・布目雅尚
- ・坂野克也
- ・坂野常雄
- ・坂野道雄
- ・坂野吉輝
- ・山田 智
- ・山田真澄
- ・横井幸夫
- ・若松義春
- ・渡邊敏明
- ・小川 登
- ・河津大器
- ・久野晃裕
- ・熊沢 勲
- ・酒井和行
- ・菅股 一
- ・鈴木光男
- ・竹河光雄
- ・武田高則
- ・布目勝久
- ・橋本定治
- ・坂野公壽
- ・坂野利正
- ・坂野美登里
- ・山田 明
- ・山本克己
- ・吉田 茂
- ・渡辺謙二
- ・渡邊弘道

【組合からの大切なお願い】

- ◆建物等の新築・改築をされる場合について
施行地区内において、建築物や工作物（塀・フェンス等）を新築若しくは増改築する場合は、土地区画整理法第76条に基づく申請と都市計画法に基づく地区計画の届出及び許可が必要となります。許可なく建築等の行為を行うと違法になりますので、まずは、組合までご相談ください。また、建築行為等が完了したら、速やかに完了届を組合に提出してください。
- ◇南秋葉線、万場藤前線では電線類を地中化している場所があります。建築を計画される場合は、事前に組合までご相談ください。
- ◆土地の所有者を変更される場合について
組合からの通知などを確実にお届けするために、土地の売買、相続、贈与等により所有権を移転した場合や住所を変更した場合は、必ず組合へお知らせください。
- ◆所有地の適正な管理について
使用収益を開始する直前に組合で除草及び境界杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理していただく必要があります。
- ◇防災上の危険が高まるばかりでなく、近隣者に多大な迷惑となりますので、各自の責任で除草等適正に管理してください。
- ◇近隣者等からの苦情等により早急な対応が必要となる場合で、所有者で対応いただけない場合は、やむを得ず組合が除草等させていただきますが、この場合の費用は所有者に負担していただきます。予めご承知おきください。
- ◇除草等に係る業者の紹介を希望される方は、組合までご相談ください。
- ◆出来形確認測量について
この作業は換地処分に向けて、地権者の皆さまの換地面積を確定するためのもので、敷地内に入り調査し、その後、永久杭を設置するものです。その際は、何卒ご協力をお願いします。

〈お問合せ先〉

●名古屋新田土地区画整理組合

☎0522(618)7732

●名古屋茶屋新田土地区画整理組合

☎0522(211)6072

●事務局 公益財団法人名古屋まちづくり公社
区画整理部 区画整理課